

浜松市訓令甲第4号

浜松市病院事業会計規程の一部を改正する訓令甲を次のように定める。

令和8年9月14日

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市病院事業会計規程の一部を改正する訓令甲

浜松市病院事業会計規程(昭和43年浜松市規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(帳簿の種類及び保管) 第9条 病院事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿(以下「帳簿」という。)を備える。 (1)～(4) (略) <u>(5) 支払小切手整理簿</u> <u>(6)～(10)</u> (略) 2 (略) (収入の調定) 第13条 (略) 2 前項による収入の調定は、次の区分により行う。 (1) 診療費のうち<u>支払基金事務所等</u>の支払機関に請求するもの 当該支払機関に請求をする日 (2)・(3) (略) (支払) 第24条 出納員は、前条の支払をする場合は、領収書を徴し、<u>出納取扱金融機関を支払人とする小切手を発行するとともに</u>、出納取	(帳簿の種類及び保管) 第9条 病院事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿(以下「帳簿」という。)を備える。 (1)～(4) (略) <u>(5)～(9)</u> (略) 2 (略) (収入の調定) 第13条 (略) 2 前項<u>の規定</u>による収入の調定は、次の区分により行う。 (1) 診療費のうち<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等</u>の支払機関に請求するものの 当該支払機関に請求をする日 (2)・(3) (略) (支払) 第24条 出納員は、前条の支払をする場合は、領収書を徴し、出納取扱金融機関に対して<u>払戻請求書</u>により通知しなければならない

扱金融機関に対して小切手振出済通知書により通知しなければならない。

(出納取扱金融機関)

第 3 8 条 出納取扱金融機関は、出納員の発した納付書により収納した現金を預金とし、出納員の発した小切手により支払いをしなければならない。

2 出納取扱金融機関は、前項後段の規定により支払いを行った場合は、支払済通知書を翌日までに出納員に送付しなければならない。

(収納取扱金融機関)

第 3 9 条 収納取扱金融機関は、出納員の発した納付書により現金を収納し、出納員の発した公金振替小切手によって出納取扱金融機関に公金を振り替えなければならない。

2 前項後段の規定により公金を振り替えた場合は、公金振替通知書に公金振替済印を押印し、出納員に送付しなければならない。

(収納及び支払いの拒絶)

第 4 3 条 出納取扱金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、収支を拒み、その事実を出納員に報告しなければならない。

- (1) 納付書が所定の様式と違うとき
- (2) 納付書の金額、氏名等を改ざん、塗抹又は変更したと認められるとき
- (3) 小切手の金額及び債主名が小切手振出済通知書と符合しないとき

2 収納取扱金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、収納を拒み、その事実を出納員に報告しなければならない。

- (1) 納付書が所定の様式と違うとき
- (2) 納付書の金額、氏名等を改ざん、塗抹又は変更したと認められるとき

い。

(出納取扱金融機関)

第 3 8 条 出納取扱金融機関は、出納員の発した納付書により収納した現金を預金とし、出納員の発した払戻請求書により支払をしなければならない。

(収納取扱金融機関)

第 3 9 条 収納取扱金融機関は、出納員の発した納付書により現金を収納し、出納員の発した払戻請求書により出納取扱金融機関に公金を振り替えなければならない。

(収納及び支払の拒絶)

第 4 3 条 出納取扱金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、収支を拒み、その事実を出納員に報告しなければならない。

- (1) 納付書が所定の様式と違うとき。
- (2) 納付書の金額、氏名等を改ざんし、塗抹し、又は変更したと認められるとき。

2 収納取扱金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、収納を拒み、その事実を出納員に報告しなければならない。

- (1) 納付書が所定の様式と違うとき。
- (2) 納付書の金額、氏名等を改ざんし、塗抹し、又は変更したと認められるとき。

(様式) 第 9 3 条 納入通知書等の文書の様式は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) <u>(4) 小切手 第 4 号様式</u>	(様式) 第 9 3 条 納入通知書等の文書の様式は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略)
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
第 4 号様式を削る。

附 則

- 1 この訓令甲は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の浜松市病院事業会計規程の規定は、この訓令甲の施行の日以後の支払について適用し、同日前の支払については、なお従前の例による。

(あらまし)

この訓令甲は、支払方法としての小切手の廃止に伴い、所要の整備を行うものです。